

創基151年筑波大学50周年記念基金推進委員会について

平成30年5月17日
産学連携担当副学長決定
改正 平成30年10月15日
改正 平成31年 1月10日
改正 令和 4年 8月26日

(趣旨)

第1条 創基151年筑波大学50周年記念基金細則（平成30年法人細則第11号。以下「50周年基金細則」という。）第5条第2項に基づき、同細則第2条の目的を達成するため、創基151年筑波大学50周年記念基金推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、創基151年筑波大学50周年記念基金に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 寄附に係る広報活動に関すること。
- (2) その他、50周年基金細則第2条の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(組織)

第3条 委員会に会長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員会に、副会長、顧問及び理事を置き、寄附者のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、委員会の業務を統括し、委員会を主宰する。
- 4 副会長は、会長の補佐をするとともに、寄附募集のための対外的な交渉・広報を行う。
- 5 顧問は、会長・副会長の求めに応じ、寄附募集のためにアドバイスを行う。
また、寄附募集のための対外的な交渉・広報を行う。
- 6 クルーリーダーは、筑波大学の卒業生、修了生等の連絡窓口となり、広く広報活動を行う。
- 7 委員会は、必要に応じ、会長が召集し、開催する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱状交付日から2024年3月31日までとする。

- 2 委員が任期満了前に辞任し、または欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第5条 委員会に、第2条第2号の活動について審議するため、役員会を置き、会長及び副会長並びに顧問のうちから学長が指名する者をもって組織する。

- 2 役員会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 3 議長は、役員会の業務を統括し、役員会を主宰する。

- 4 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 5 議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、役員会の審議結果について、委員会構成員に報告するものとする。

(事務)

第6条 委員会等に関する事務は、事業開発推進室が行う。

(雑則)

第7条 この決定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 記

この決定は、平成30年5月17日から実施する。

附 記

この決定は、平成30年10月15日から実施する。

附 記

この決定は、平成31年 1月10日から実施する。

附 記

この決定は、令和 4年 8月26日から実施する。